

開会（8：57）

○増井好典委員長 ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

当委員会に付託されました案件は全部で11件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、建設部、上下水道部、都市政策部、経済部の順番として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、建設部所管の議案から順次審査に入ります。

議第6号「令和8年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 おはようございます。

駐車場特別会計、251ページ、歳出の駐車場事業費885万1,000円ですが、小石川駐車場と焼津駅北口駐車場それぞれの指定管理料は幾らになりますか。

○松田仁志道路課長 指定管理料ですけど、小石川と焼津駅北口、両方一括ということで、金額につきましては778万8,000円となっております。

○深田ゆり子委員 一括ということは指定管理先も同じということですね。そうすると、最近、焼津駅南口に民間駐車場が増えておりますけれども、そうした中で、小石川駐車場の利用が減っていくのではないかという懸念があるんですけれども、令和8年度についてはどうななお考えですか。

○松田仁志道路課長 南口にある小石川駐車場の今後の利用ということでしたけど、まず、令和7年度、今年度の1月末までの集計になりますけど、利用台数は1万6,404台になりまして、昨年の同時期に比べまして3,059台、22.9%増えております。

使用料収入につきましても603万130円で、前年比で20万9,480円、3.5%増加している状況になります。

小石川駐車場につきましても、今年度モニタリング調査とかをして指定管理者からお話を聞きましたけど、昨年、若干利用が減っているよという話がありましたけど、その要因についても確認したところ、駐車場のサービス券とかの販売数が薄かったんじゃないかということもありまして、今年度につきましてはそういったところについてもやっていたいているという中で、ターントクルこども館の利用もここでつけることになりますので、そういった中で、小石川駐車場についても利用が増えているのではないかと考えております。

○深田ゆり子委員 令和8年度もサービス券というか、割引券みたいな感じになるんでしょうね。そうすると、民間の駐車場よりもどのくらい安く借りられるんですか。

○松田仁志道路課長 民間は定額制もありますので、一概にどのくらい安いかわりにくいところもあるんですけど、実際に周りの駐車場を見ていくと、市の我々がやっている駐車場よりも安いところは恐らくたくさん最近ではできたと思うんです。今でいうと、時

間が定額を超えると24時間が600円でやっていますけど、駅の周辺を見ていくと、一番安いところだと恐らく400円とかそういう表示がついているところもあると思いますので、大分駐車場が増えてきて、値段も下がってきている状況ではないかと認識しております。

○**深田ゆり子委員** 民間は安さで競争していくということもあるかと思うんですけども、2つ目に、指定管理モニタリング評価委員1名の謝礼ということですが、今みたいな利用状況をモニタリングされるのか、それとも小石川駐車場、焼津駅北口駐車場に限っての利用状況を調査するのか、どういうふうにされるのかを教えてください。

○**松田仁志道路課長** モニタリング調査についてでございますけど、今回は駐車場事業特別会計なので駐車場になりますけど、実際には指定管理をかけている自転車駐輪場もやっています。その中で、指定管理者の運営内容が適正かどうか確認するというものになりまして、先ほど外部委員の方1名のお話がありましたけど、そちらの方と残りが庁内の委員4名によりまして、年に1回、指定管理者も出席して評価委員会を開催しております。

今年度につきましても実施しておりまして、運営については適正と判断しており、事業者にもそういった回答をしております。

○**深田ゆり子委員** これまでも年に1回やっておられるということで、庁舎の職員4名と外部委員1名ということで、この外部委員というのはどんな方なんでしょうか。

○**松田仁志道路課長** 外部委員につきましては、中小企業の企業診断士の方にお越しいただいて委員を務めていただいたところです。

○**深田ゆり子委員** これは予算にも関わってくるのかと思うんですけども、年に1回のモニタリングで運営を適正にやられているかどうかを確認するというよりも、駐輪場なんかもそうですけれども、やはり春夏秋冬によって利用状況が違うのではないかなと思いますので、もう少し回数を増やすお考えはないですか。

○**松田仁志道路課長** モニタリング調査は年に1回でございますけど、毎月定例の報告というところで、利用の状況については市へ指定管理者から報告がございますので、そういう機会の中で、利用の状況であるとか、こういった要望があるといったところも含めて確認をしているところです。

○**増井好典委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第6号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**増井好典委員長** 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号「令和8年度焼津市港湾事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○**深田ゆり子委員** 298ページ、港湾施設改良事業費、航路、海岸関係と泊地維持、しゅんせつ工事、2種類の測量としゅんせつ工事を行うということなのですが、具体的にはどの辺に幾らかかるのでしょうか。

○**池谷嘉一大井川港管理事務所長** 港湾施設改良事業費の中で、泊地のしゅんせつについては、南防波堤の灯台付近の航路のしゅんせつになります。

測量については、航路内の測量と、水深の測量。あとは、海岸汀線の変化を観測するための測量を予定しております。

○**深田ゆり子委員** スケジュール的にはいつからいつまでの計画で測量としゅんせつ工事が行われるのでしょうか。

あと、1億7,199万5,000円、2つまとめて事業費として計上されているんですけども、それぞれ金額が違うんですか。それとも合算になっているんですか。

○**池谷嘉一大井川港管理事務所長** まず、しゅんせつのスケジュールについてですけど、海の中での作業になるものですから、波が穏やかな状態になるときが11月以降ということで考えていますので、そういった時期のしゅんせつ工事となります。

測量については、台風シーズンも当然あるものですから、台風が来たすぐ後の状態だとか、工事が終わった年度末の状態の測量を予定しております。

工事費については、航路泊地のしゅんせつ工事として1億1,000万円、航路海岸汀線の測量業務委託で1,020万円ということで、測量会社へ出すものと建設工事関係へ出すものと違いますので、それぞれの発注になったところを書いています。

○**深田ゆり子委員** しゅんせつ工事にはかなり金額がかかるということですが、1億1,000万円の工事発注というのは、これまで継続した会社なのか、それとも入札を新たにされるのか、その辺はどうですか。

○**池谷嘉一大井川港管理事務所長** 入札については例年行っておりますけど、焼津市の業者等の審査委員会がありますので、そちらのほうで入札方法を決めまして行っております。

○**深田ゆり子委員** 測量も同じく入札ですか。

○**池谷嘉一大井川港管理事務所長** 測量は指名競争入札を考えております。

○**吉田昇一副委員長** ソリューションの3番で、予算書は298ページ、大井川港管理費の大井川港活性化推進事業費514万9,000円。ソリューションの2番に港湾計画変更に係るというような表現がありますが、何を変更する予定になっているのでしょうか。

○**池谷嘉一大井川港管理事務所長** 予算に計上してあります大井川港湾計画変更資料の作成業務委託の概要になりますけど、大井川港の臨港地区内において港湾施設の再編を行うことに伴って、現状の港湾計画に定めている土地利用計画の変更が生じるということがありましたので、そちらに関わる計画書の作成、港湾計画資料の素案作成を計画しております。

○**吉田昇一副委員長** それと、野鳥園の廃園のことが関わって自治会等でパブコメでいろんな意見が出されていて、それが港湾計画にもというような話もあったんですけども、そういうことの反映に関しては、今回、ある程度考慮するつもりがあるのか、それともこれは別件で、次の年度とか補正とかになるか分かりますか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 野鳥園の話がありましたけれども、パブコメの最終的な報告というのは商工観光課とも共有が最終的にはできていない状態であります。

再編の話ですけど、検討の中で行ったのが、大井川港北岸壁周辺の上屋とか、あとは南岸壁にあります公共的な空地がそこぐらいしかないものですから、そういうところの検討をしているものですから、具体的に野鳥園をという話には、具体的にはどうなるかというのは委員会の中でもお願いする形の協議になるかなと考えております。

○石田江利子委員 298ページ、2款1項3目海岸保全施設整備事業費なんですけれども、中長期的な計画の中で、令和8年度がどのぐらいの工事の予定になっているのかと、やはりこれだけ物価高騰になってきますと、物価高騰を鑑みての予算編成になっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺をどのように見極めていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 令和8年度で海岸保全施設として胸壁の整備を予定していますけど、胸壁の整備の場所については、大井川埠頭の上屋のちょうど裏側から漁港区の入り口、船だまりの入り口の手前ぐらいまでを予定しております。

そういった中で、令和8年度末の実績の見込みとしては約780メートル程度、進捗については大体65%ぐらいになるのかなということで今、予算上、考えております。

物価高騰の関係も当然あるものですから、どうしても単価的なものも人件費も上がっていますので、そういった中で入札にかけて行うものですから、適正な価格の設定をして進めているところでございます。

○石田江利子委員 働き方改革もあって、なかなかこちらの思うように現場が進まないということも起こると思いますけれども、せっかく予算をこうやってつけさせていただきましますので、スムーズに進行していただきますようお願いしたいと思います。

○吉田昇一副委員長 港湾メンテナンス事業費8,000万円ですが、令和7年度に不調になった工事がここに含まれているということでよろしいですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 港湾メンテナンス事業で南取付護岸の補修工事として計上してあるものになりますけど、それについては、補正で減額させていただいたものとはちょっと違いまして、その横に法面の護岸がありますけれども、その補修工事となります。

○吉田昇一副委員長 今年度不調になって、その補正でやるということでよろしいですか。減額されたところは今回は計上されていないということでよろしいですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 補正のときにもちょっと計画的な話をさせていただいたかと思いますが、同じ港湾メンテナンス事業で計画するような形で今考えているんですけど、令和9年度で実施設計、令和10年度の工事ということで国と協議調整を今しているところでございます。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第9号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号「焼津市大井川左岸水防団条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

議案書の35ページです。

○深田ゆり子委員 大井川左岸水防団条例を廃止するという事は、これまでの出動件数とか訓練とか、いろんな運営をされていると思うんですけども、そういうことが廃止されて、全くなくなってしまうということなんではないでしょうか。水防団員さんはどうなるのでしょうか。

○南 昌広河川課長 まず初めに、水防団の状況なんですけれども、水防団につきましては、一級河川大井川の水防の管理をしていただいたところでありまして、国による一級河川の整備、堤防強化、河道掘削、そして河川の水位の状況等が監視カメラの設置などによりまして治水対策が進展したということで、今回、水防体制の充実が図られたということで水防団条例を廃止する形に進めたところであります。

水防団の活動につきましては、年1回、総合水防訓練を実施してきたところであります。

水防団が解散された後の団員につきましては、一般の形になります。

○深田ゆり子委員 一般の方が水防団員をやっていたということなんですけど、年1回の水防訓練のときには、その方たちは参加しないということになりますか。

○南 昌広河川課長 水防団におきましては、自治会の推薦を受けた方に団員として活動してもらっていたところであります。水防団の解散に伴いまして、今後の水防訓練については、その方たちは参加しないという形になります。

○深田ゆり子委員 水防訓練なのに水防団員が参加されていないというと、ちょっと弱いかないという感じを受けるんですけども、それに代わる何か対応を考えておられるのか。これまで一度も出動することはなかったということになるのでしょうか。

○南 昌広河川課長 令和4年9月の台風第15号時におきましては、一級河川大井川の水位が水防団の出動水位に達したことから、一度出動している状況であります。

○深田ゆり子委員 令和4年9月というとそんなに昔ではないですね。

今、整備が進んで、それが完了されているので必要ないということなんですけれども、またこういう事態になったときにはどうされるんですか。

○南 昌広河川課長 水防法の法定計画で定めております焼津市水防計画書というのがあるんですけども、そちらで水防体制につきましては、実情に即した形で水防活動を行うような形で展開されているものですから、今後につきましては、水防計画書の中に消防団におきましても記載されているところがありますので、台風とか災害時におきましても、管轄区域のパトロールとか広報活動に従事していただく形で、引き続き関係機関と連携して進めていくような形で考えております。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第27号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号「焼津市道路線の認定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第29号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設部所管の議案の審査は終了いたしました。

建設部の皆様、御苦労さまでした。

当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩（9：31～9：33）

○増井好典委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道部所管の議案審査に入ります。

議第2号「令和8年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○四之宮慎一委員 202ページ上段、し尿職員退職手当費1,990万円ですけど、退職される方の人数と内訳について教えてください。

○村松 久下水道課長 し尿処理作業員の職員でございます。対象者は1名となります。

○四之宮慎一委員 この1名の退職に当たって新規採用の計画とかもされていて、作業に対して影響がないのかどうか確認させてください。

○村松 久下水道課長 定年延長でございまして、引き続き再雇用職員として継続してもらう予定です。

○**深田ゆり子委員** し尿職員は令和8年度が21名、会計年度任用職員がし尿収集職員としては18人。令和8年度、何台をどのように体制を取ってし尿の作業されるのか。会計年度任用職員が大分増えてきているので、必ずし尿職員の正規職員と会計年度任用職員が一緒に対応していただけるのか。それとも、時には会計年度任用職員だけで対応するということがあるのか、その辺を確認させてください。

○**村松 久下水道課長** まず、車の体制でございますけれども、現在20台のバキューム車で対応しております。うち、狹隘道路に行く小型のものが1台、大型の7トン車が1台、通常使用のものが18台となっております。その18台のうち1台が予備車で、16台が常時稼働している状況でございます。

そして、職員の体制でございますけれども、必ずしも正規と会計年度という組合せではなくて、会計年度職員でも経験豊富な方もいらっしゃいますので、経験の度合いによって、経験の豊富な方とそうでない方といった体制となっております。

○**深田ゆり子委員** 会計年度職員任用職員の経験豊富な方は、18人中何人ぐらいいるんですか。

○**村松 久下水道課長** 経験豊富で5年以上経験している職員といいますと、18名のうち5人程度です。

○**深田ゆり子委員** 何か事故が起きたときに、経験豊富とはいえ、会計年度任用職員だけで対応するということについては、法律的、条約的には特に問題はないんでしょうか。

○**村松 久下水道課長** 会計年度任用職員も職員でございますので、法的には問題はないかと思います。もし事故ですとかトラブルが生じた場合は連絡が来ますので、職員とか作業次長が事後処理とかそういったものに対応している状況でございます。

○**深田ゆり子委員** 車は、常時17台が稼働しているということで、毎日17台が運行しているということですか。

○**村松 久下水道課長** 作業員としては16班いますので、16台が常時稼働している状況でございます。

○**深田ゆり子委員** 常時稼働されているということなんですが、その上のし尿くみ取り手数料4億8,217万2,000円で、この金額の内訳、どのような予定でしょうか。大体前年度と同じなのかどうか、それも教えてください。

○**村松 久下水道課長** 前年度と今年度の前半期の状況を見ながら予算を組んでいるところでございます。

くみ取り手数料のうち、し尿くみ取り手数料が1,885万4,000円、浄化槽の清掃が4億6,325万円、調整費を含めまして、現在の4億8,217万2,000円となっております。

○**深田ゆり子委員** 4億6,325万円、浄化槽がほとんどですね。

仮設トイレは、予定としては令和8年度の予算にはないということですか。

○**村松 久下水道課長** 仮設トイレのくみ取りにつきましては、し尿くみ取り手数料の中に含めております。

○**深田ゆり子委員** 仮設と汚濁のくみ取りと分けると何割ぐらいですか。仮設が大分少ないということですか。

○**村松 久下水道課長** 仮設トイレは、イベントとかそういったもので左右されることがございますので、それぞれ変更があるかと思います。

○**深田ゆり子委員** 今年は焼津みなとまつりも盛大にやる予定で、花火大会もかなり人数が多く出るんじゃないかなと思ったものですから。

あと、くみ取りと浄化槽の運行です。1軒当たり1か月に1回ぐらいなのか、それとも、そのお宅によって違うといえそうです。平均して令和8年度はどのような状況を想定していますか。

○**村松 久下水道課長** 状況によりますが、10日ごとに依頼される方もいますし、数か月に1回の方もいるので、使用される人数によって差がある状況でございます。

○**深田ゆり子委員** それぞれあると思うんですけど、平均的にくみ取りは1か月に1回とか、浄化槽は半年に1回とか、平均すればどうなりますかということをお聞きしたいです。

○**村松 久下水道課長** 浄化槽清掃につきましてはおおむね1年に1回程度、くみ取りにつきましては、住んでいる方の人数によるので、一概に平均どのくらいかというのは出していない状況になります。

○**深田ゆり子委員** くみ取りのほうはばらばらだということなんですけど、浄化槽とくみ取りで、市の職員が大分対応していないお宅があった場合、そろそろ掃除したほうがいいですよとか、くみ取りをやったほうがいいですよとか、そういう周知をされることはありますか。

○**村松 久下水道課長** 浄化槽につきましては点検業者から状況に応じてセンターに依頼が来ますので、対応しているという状況になります。

くみ取りにつきましては、職員からアドバイスをしている状況でございます。

○**石田江利子委員** 1款1項4目のし尿運搬委託事業費ですけど、昨年に比べると300万円ほど減額になっている。昨年は予算を少し多めに上げていたんですけど、今年は300万円ほど下がっている理由を教えてください。

○**村松 久下水道課長** 前年度の実績等を踏まえて、そういった中で調整を図って予算に上げたところでございます。

○**石田江利子委員** 委託先は変わらずにそのまま継続ということによろしいですか。どのくらいの年度で契約されていて、委託業者が変わっていないんですけど、前年度の実績を見てこの金額に減額されたということですか。

○**村松 久下水道課長** 委託先は変わっておりません。その上で実績を踏まえて予算を算定しております。

○**石田江利子委員** 委託は何年ですか。

○**村松 久下水道課長** 委託は1年契約です。

○**石田江利子委員** 1年契約ずつで今回も変わらないんですけど、実績を見てということですね。

○**深田ゆり子委員** 先ほど、くみ取りと浄化槽の件数をお聞きしていなかったと思うんですが、分かりますか。前年度と同程度ということですが、くみ取りは何件で浄化槽は何件ということは分かりますか。

○**村松 久下水道課長** くみ取りは約2,000人程度、単独浄化槽が約3万4,000人、合併浄化槽が7万1,000人、おおむねその程度ということで把握しております。

○**鈴木浩己委員** 基金なんですけれども、毎年のように積立金は科目設置的な感じで、基

金利子だけ積み上がっていくような感じなんですけれども、基金残高は今どれぐらいあるのかお教えいただきたいと思います。

○村松 久下水道課長 6億300万9,911円でございます。

○鈴木浩己委員 結構たくさんお持ちかと思うんですけれども、実際にこの基金を取り崩して何かというのはあまり聞いたことがないんですけれども、具体的にどういう使途が考えられるんですか。

○村松 久下水道課長 私どもの課題としては、新屋に中継槽があるんですけれども、そこが大分古いので、ゆくゆくはその改修が必要になってくる、一応そのように考えているところでございます。

○鈴木浩己委員 令和8年度の取崩しの分は、新屋の中継槽の修繕か何かをしたんですか。

○村松 久下水道課長 今回につきましては、歳出に対して歳入が不足するというところで、2,100万円を取り崩しですけれども、例年に比べて違うのが、先ほどの職員の退職手当が1,900万円ほど動く。あと、維持管理費のところ、センターのところに小屋敷にグラウンドがあるんですけど、その防風ネットの設置工事を41メートルほど追加でやることを決定してまして、その辺が例年に比べて増えているところでございます。そういう不足を補うために基金を取り崩しております。

○鈴木浩己委員 それこそ公共施設のマネジメントで結構計画的にそういった施設の長寿命化ですとか施設の更新というものをやっていらっしゃるんですけれども、具体的には新屋中継地の部分についての計画というのはお持ちなんですか。

○村松 久下水道課長 内部で検討しているところでございますけれども、具体的なところはまだ計画としては持ち合わせていない次第でございます。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第2号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号「令和8年度焼津市水道事業会計予算案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 予算のほうでということなんですけれども、9月から水道料金が変わるんです。そうすると水道会計の金額が変わるものですから、その辺のものと併せて金額的なことをお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

給水戸数が6万1,400戸で前年度同様ということなんですけど、給水収益が水道料金として24億1,890万円。これは、4月から8月だと幾らで、9月から来年の3月までの7か月で金額が違うと思うんですけれども、それぞれ幾らになりますか。

○**渋谷明秀水道総務課長** おおむねの数字になりますけれども、料金改定前の金額が8億8,775万1,000円ほど、9月以降の料金収入といたしましては15億3,590万円ほどになります。

○**深田ゆり子委員** 4月から始まるとかなりの金額が上がっていたということになると思うんですけども、5か月遅らせたということでも少し下がっていることが分かります。

それから、6ページの資金的収入及び支出で、出資金が一般会計から5,000万円入りました。これはどういった経緯で入る予定ですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 御質問のありました資金的収入の出資金になりますけれども、こちらにつきましては、令和7年度12月の補正でも上げさせていただきました。水道事業の管路耐震化事業がございまして、そちらに対しての上積みとして事業を行った分に対する一般会計からの繰入金になっております。

○**深田ゆり子委員** 補正予算と合わせて令和8年度に上積み分として5,000万円。前回は。

○**渋谷明秀水道総務課長** 令和7年12月定例会におきまして補正を組ませていただきましたけれども、そちらで4,000万円。今回はそれとは別に、令和8年度分といたしまして5,000万円の出資金ということで繰入れを使うことになっております。

○**深田ゆり子委員** トータル9,000万円で管路耐震化工事はどのぐらい進むことになっておりますか。

○**鳥居 勉水道工務課長** 工事そのものにつきましてはいろいろございまして、1件当たりのメートル間隔とかが違いますので、今9,000万円ということで、大体メートル当たり40万円程度で延長230メートルぐらいできるかなと想定はしております。

○**深田ゆり子委員** これが次年度も続くと、230メートルが倍ぐらいに進むと考えてよろしいですか。これは単年度だけの出資金なのか、今後も継続される予定の出資金なのか、その辺のことはどうお考えですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 一般会計からの出資金につきましては、現時点での財政との協議になりますけれども、令和7年度、令和8年度、令和9年度の3か年で出資していただくという話になっておりまして、それから先につきましてはまだ協議をしておりますので、今後の話になってきます。

○**深田ゆり子委員** 令和7年度の補正から合わせて3年間の確約をしている感じになりますと、かなり耐震化工事が進むと思いますが、7ページの最後に、資金期末残高が17億2,200万円ほどあります。これはイコール内部留保資金になるということでもよろしいでしょうか。

○**渋谷明秀水道総務課長** ただいまの資金期末残高につきましては、令和9年3月31日時点での現金預金の残高になっております。そこから、令和8年度の未払金を3億3,100万円ほど見込んでおります。そういった支払いも全部完了しておりませんので、そういった支出もあるということで御理解いただければと思います。

○**深田ゆり子委員** 未払金が3億円あるということで、内部留保資金は14億円と見込んであるということでもよろしいですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 内部留保資金の1つの目安になりますけれども、予算書の17ページを御覧ください。7番の剰余金というのがございまして、ここの下に利益剰余金合計というところがあります。こちらが15億800万円ほどになっておりまして、おおむね

これが内部留保資金ということで見ていただければと思います。

○四之宮慎一委員 2ページの称宜島配水場の中央監視制御装置更新工事なんですけど、更新の理由について教えてもらっていいですか。

○鳥居 勉水道工務課長 内容としましては、テレメーターというのがございまして、現在、称宜島配水場を基地局としまして他の配水場と水源、高台施設とを通信設備を利用して監視や制御を行っているんですけど、その通信設備が今アナログ回線を使っております、2029年3月末で廃止となります。デジタル回線に変更になりますので、そちらに対してかかる費用になります。

○四之宮慎一委員 そうすると、議員の最初の研修で行かせてもらった部屋に、一面全部にあった、あれが全部変わるというイメージ。回線だけ変わるという意味ですか。

○鳥居 勉水道工務課長 配水場を見たときの面が変わるというわけではなくて、一部通信に関わる場所が変わるというイメージで、主に回線が変わるという。機器自体は大きく変わらないという形は確認しております。

○四之宮慎一委員 これは7億円ほど費用としてかかるんですけど、アナログ回線からデジタルに変わるという必要性も分かるんですけど、何かメリットというかわかることはあるんですか。

○鳥居 勉水道工務課長 メリットでございますが、まず、昔のアナログ回線ですと、データ量とかデータの速度が今と比べて大分遅かったり、容量も少ないので、そちらのほうも改善されました。あと、インターネットを使いますので、今まで以上にランニングコスト等も長期的に見れば軽減されます。あと、将来的にデジタル回線を使いまして、今、称宜島配水場は監視できているんですけど、インターネット回線ですのではかのところからもデータが見られる、そういった将来的な展望もございまして、そういったものを含めて考えております。

○深田ゆり子委員 先ほどの内部留保資金の15億円というのは、今回の値上げによって5億円ほどの純利益が出ると見込んでいるということでよろしいでしょうか。

○渋谷明秀水道総務課長 今回の料金の見直しにおきまして、令和8年度におけます当期純利益につきましては1億2,400万円ほどを見込んでいます。ですので、単純に5億円が丸々増えるというわけではございません。

○深田ゆり子委員 そうすると、令和7年度末ですと14億円の内部留保資金で、今回の令和8年度で1億円余が追加されるという計算ですか。

○渋谷明秀水道総務課長 まず、令和7年度の利益剰余金につきましては、予算書の23ページを御覧いただきたいんですけども、7番の剰余金の下に利益剰余金合計18億800万円という金額が出ております。これが17ページの令和8年度末になりますと15億800万円ということで、3億円ほど逆に減っております。こちらにつきましては、今、水道の基幹管路ですとか、先ほども話がありました称宜島配水場の中央監視設備の整備とか、そういった水道施設の更新に多額のお金がかかっておりますので、どちらかといいますと、こういった利益剰余金、内部留保資金は目減りしているような状況になっております。

○深田ゆり子委員 そうしますと、令和8年度の修繕工事とか施設の改修を行うと、この15億円がまた3億円ほど令和8年度末には下がるという感じですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** あくまでも令和8年度末は15億800万円の期末残高になるものですから、令和8年度末ではこの金額ということで御承知おきいただければと思います。

○**深田ゆり子委員** 27ページの受水費ですけれども、大井川広域水道受水費、これは令和6年度の決算に比べて増えているんですけれども、基本料金と使用料金、そして、基本水量と使用水量はどのように計算されていましたか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 決算におきましては受水費ですけれども、大井川広域水道企業団の設備の点検とかで一時的に送水が止まったりすることがございますので、当初の予定よりは若干少ない金額での決算になっております。

受水費の計算になりますけれども、まず、基本料金につきましては、基本水量が今、1日2万4,900立方メートルかかります。ここに基本料金の単価31円を掛けて、あとは日数、365日を掛けたものが基本料金となっております、4億400万円のうち基本料金が2億8,174万3,500円を見込んでおります。

あと、使用料金につきましては、今、焼津市で1日に受水しています水量が8,700立方メートルになっておりますので、これに月別の変動係数というものがあまして、大体0.78から1の間で変動する係数があります。そこに1立方メートル当たりの単価32円を掛けて、あとは月ごとに日数を掛けて計算します。使用料金の8,641万8,144円を足して、税抜きの金額が3億6,816万1,644円になりまして、そこに消費税を掛けた金額が予算の4億497万6,000円となっております。

○**深田ゆり子委員** 受水費4億円は支払うには多過ぎるということで、大井川広域水道企業団の三部料金制にした場合の金額が令和11年に変わるんだけれども、実際に下がるのが令和26年ですよね。そこで半分ぐらいに金額が下がるのでまだまだ先の話になってしまいますので、やはりここは少し減らすべきじゃないかと思います。

それから、施設の現況、これは水道ビジョンに書いてあるんですけれども、今、35井あって13系統で取水能力は9万1,200立方メートル。6ページに書いてあるところです。1日に対して9万1,200立方メートルの取水能力があるんだけれども、実際に使っているのが2万9,530立方メートルと大井川広水の8,700立方メートルを足しているの、まだまだ焼津市の地下水源というのは豊富に取水能力はとてたくさんあるということが、2倍以上あるという現状で、いつも、いざというときにちゃんと対応できるように、限りある水だからということで取水能力を抑えていることが見受けられますけれども、この基本料金と使用料金を早めに変更させていくというお考えは令和8年度ではないでしょうか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 大井川広域水道企業団からの受水量につきましては、構成市で協定を結んでおりまして、そこを変えらるようになりますと、構成市全市の承諾が必要になりますので、なかなか難しいものであります。

それで、先ほど深田委員からお話がありましたけれども、令和11年度から新しい方針、基本水量に基づきまして受水を行っていくということで、こちらにつきましても協定を既に結んでおりますので、今の段階ではそれを変更するという考えはありません。

○**鈴木浩己委員** 28ページ、収益的支出の受託工事費の内訳を教えてください。

○**鳥居 勉水道工務課長** 受託工事費の内訳につきましては、消火栓を設置する事業として15件、会下ノ島区画整理につきまして8件、他事業関連で14件ということで、全部で

37件の受託工事を予定しております。

○鈴木浩己委員 あと、施設の長寿命化とかそういった費用で計上されている部分で、令和8年度で予定をされているのはどちらかありますか。

○鳥居 勉水道工務課長 長寿命化の修繕としまして予定しておりますのが、27ページの修繕費になりまして、主に祢宜島配水場関連の修繕としまして、各施設のポンプ等に関わる水位計とか、中新田配水場関連の修繕としまして、自家発電の修繕等を考えております。あと、六軒屋と上泉の配水場につきましても、配水ポンプ等の修繕とか、全部で20件程度の修繕を予定しております。

○鈴木浩己委員 昨年3月に見直しをした水道ビジョンの中で、去年見直しをしたばかりですから、まさかそんなに金額の変動はないだろうなというふうな思いでいるんですけども、水道ビジョンで見直された部分で令和8年度の金額を見てみると、1億9,500万円ぐらい予定をしているような感じで書かれているんですけども、実際には1億円ぐらいで、その差について教えていただきたいと思います。

○鳥居 勉水道工務課長 今言いましたのは修繕費としまして、施設の点検、修繕という形で長寿命化ということと、あとプラスをしまして、水道ビジョンの中に修繕費以外という形で9,000万円ほど計上しているんですけど、主にこちらの修繕につきましましては、漏水とかの修繕という形で計上しておりまして、そちらを合わせて、今回の1億9,500万円に対しておおむね1億8,000万円程度と予定をしております。

○鈴木浩己委員 あと、31ページの資本的支出の建設改良費の工事請負費の内訳についてもお教えいただきたいと思います。

○鳥居 勉水道工務課長 工事費のうち工事請負費の内訳でございますが、全部の工事件数としましては、配水管布設工事が27件ございます。主に新設路線が1件、老朽管路の更新が7件、基幹管路が4件、他事業関連が15件という形で全部で27件、延長につきましては7,988メートルを予定しております。

そのほか、導水管の工事を2件、あと、配水施設工事で、祢宜島管理棟の設備、電気の更新で4件、水源施設工事に伴う工費等でございます。

○鈴木浩己委員 同じく、水道ビジョンを見てみると、計画ですと26億6,500万円という数字になっているんですけど、その辺の差の理由を教えてください。

○鳥居 勉水道工務課長 こちらにつきましましては、全体的な工事の計画自体は変わっていないんですけど、今回、令和7年度前倒し補正分がございますので、そちらの令和8年度分が減額になっていると考えております。

○鈴木浩己委員 これでいくと、令和11年度までの枠組みで書かれているんですけども、残りの令和8年、令和9年、令和10年、令和11年の4年間で更新とか耐震化にどれぐらいお金をかける予定をされているか、お伺いしておきたいと思います。

○鳥居 勉水道工務課長 令和8年度から令和11年度までの合計で、101億8,548万4,000円で計画をしております。

○鈴木浩己委員 大体今、建設改良費に充てる費用として、さっき深田委員が質問していた内部留保資金、もともとは純利益から持ってくるかなと思うんですけども、減債基金も含めて。剰余金そのものはこの4年間でどれぐらいを予定しているのかお教えください。

○**渋谷明秀水道総務課長** 水道ビジョンの見直し後の計画になりますけれども、建設改良積立金などの利益剰余金の処分は令和8年から令和11年の4年間で5億8,300万円ほどを見込んでおります。

○**鈴木浩己委員** ということは、あとの九十数億円は起債になるんですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 残り全てが起債というわけではなくて、起債と、補填財源としてあります消費税の資金的収支調整額とか、損益勘定譲渡資金を補填財源として見込んでおります。

○**鈴木浩己委員** そうすると、起債はこの4年間でどれぐらいを見込んでいらっしゃるのか教えてください。

○**渋谷明秀水道総務課長** 令和8年から令和11年の計画になりますけれども、62億8,000万円ほどの起債の借入れを見込んでおります。

○**鈴木浩己委員** とすると、4年間の事業費の何%分ぐらいが起債になるんですか。六十何%か。

○**渋谷明秀水道総務課長** 事業費に対する起債の割合はおおむね6割を見込んでおります。

○**鈴木浩己委員** 最後に1つだけ、減債積立金ですけれども、これは4年間でどれぐらい積み立てる見込みを持っているか教えてください。

○**渋谷明秀水道総務課長** 減債積立金につきましては、今のところの予定だと積み上げる予定はございません。もし利益が出た場合は全て建設改良積立金に積み上げてまして建設改良費に充てていきたいと考えております。

○**鈴木浩己委員** とすると、17ページの予定貸借対照表の中の7、剰余金の(1)アの減債積立金4億9,911万5,000円はどういう解釈でいいのかを教えてください。

○**渋谷明秀水道総務課長** こちらの減債積立金につきましては、借り入れた企業債の元金償還分に充てられるものとなっております。

こちらにつきましては、以前は法定の積立金となっております、一定割合を積み上げるようになっていたんですけれども、平成26年の制度改正に伴いまして法定積立金から外れたものですから、令和3年度までは一定額を積み上げていたんですけれども、やはり建設にかかるお金が大分増えてきたものですから、そちらの積立てはやめて、全て建設改良積立金に積み上げるという形に切り替えております。

○**深田ゆり子委員** 先ほど給水収益24億1,890万円の5か月分と7か月分の金額を出していただいたんですけれども、それぞれ1か月にすると、1戸当たり、5か月分では平均で2,894円、9月から3月だと1か月平均3,573円で、23.4%の上げ率になるという単純な計算をしたんですけれども、それで間違いないですか。全体的に30%の値上げということでおられたと思うんですけど。

○**渋谷明秀水道総務課長** 今、深田委員がおっしゃっていただきましたのは給水戸数の辺りで計算されたんでしょうか。

○**深田ゆり子委員** 単純に8億8,875万1,000円を5か月で割ると1か月分が出ます。その1か月分が1億7,775万200円、これを令和8年度の給水戸数6万1,400戸で割ると1か月2,894円となって、9月から3月の15億3,590万円を7か月で割って1か月分を出すと2億1,941万4,285円になって、それを給水戸数6万1,400戸で割ると1戸当たり3,573円になるので、5か月分と7か月分の差額が平均23.4%。そういう計算でよろしいですか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 1戸当たりの金額なんですけれども、口径とかでもかなり変わってきますし、あと、口径50ミリ以上の大口需要者の方につきましては、毎月検針をやっていたり、毎月請求してるといったこともあるものですから、一概に単純計算でできるものではないと思います。

○**吉田昇一副委員長** 今回の改定前と後で、5か月と7か月ということだったんですけれども、これは改定しても、いわゆる収益で入ってくるのは6か月じゃないですか。6か月、6か月で計算しているんじゃないんでしょうか。そこをちょっと確認したいんですが。

○**渋谷明秀水道総務課長** 水道料金が9月請求分から改定になります。そうしますと、9月から3月で7か月、8月までは5か月になりますので、単純に考えれば5か月と7か月という考えになります。

○**吉田昇一副委員長** 9月請求分からです。私は改定が9月使用分からだと思っていたので、分かりました。

○**増井好典委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○**深田ゆり子委員** 今回の水道事業会計予算書は、値上げ前の5か月分、4月から8月と値上げ後の9月から3月。5か月延期したということは一定の理解はありますけれども、ただ、金額的に平均的には30%、または35%の値上げになるのか、そのぐらいの値上げというのは9月から大変な負担になると思います。

この中で、先ほどお話がありました内部留保資金が予定では10億円を確保するというのが基本なんですけれども、既に15億円あるということ、それから、大井川広域水道受水費も4億4,000万円余の支出が無駄に使われるということで、今回の水道事業会計は値上げをしなくても十分にやれるし、大井川広域水道の受水費も減らすべきだというふうにも考えますので、反対いたします。

○**増井好典委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第10号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**増井好典委員長** 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号「令和8年度焼津市公共下水道事業会計予算案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○**鈴木浩己委員** 水道事業と同じで、結構これから長寿命化も含めて更新時期が大分重なってくると思うんですけれども、水道会計は内部留保資金目標額10億円という設定があるんですけれども、公共下水道事業はそもそもそんなに余裕のある会計ではないものですから。とはいえ、やはり結構老朽化している管路にしても施設にしても数多く見受けられるものですから、その建設改良費をいかに捻出していくかという部分については、

内部留保資金を確保する額の設定とか目標値というのはあるのでしょうか。

○村松 久下水道課長 下水道会計は赤字ですので内部留保はない状況でございますけれども、施設の更新につきましては、社会資本整備総合交付金といった国庫補助を有効に利用していきたいと考えております。

○鈴木浩己委員 当然、資金の収支ですと、どうしても料金改定を伴わないと一気に改善しないのかなと思うんですが、次回の料金改定の時期というのはどれぐらいに設定をされているんですか。

○村松 久下水道課長 前回は令和4年度に審議会を開きまして、令和5年度より公表したところでございます。料金審議会の中で、10年の中で2回の料金の改定をもって、経費回収率とか経常収支比率をしていくというところで答申をいただいておりますので、次回は令和9年度に審議会を開催し、必要であれば令和10年度の料金改定ということで、今の経営戦略の中でも記しているところでございます。

○鈴木浩己委員 結構、物価高騰とか、あるいは今、中東情勢も非常にこれから不安定になってしまうだろうなという不安要素を抱える中で、更新費用とかそういった部分はやはり捻出していかないといけませんし、なかなか御苦勞が絶えないと思いますけれども、ぜひ様々な企業努力をしていただく中で頑張っていただきたいと思います。

最後に、企業債の今の残高というのはどれぐらいになっているのか教えてください。

○村松 久下水道課長 起債の残高でございますけれども、令和6年度末時点で91億4,291万514円でございます。

○鈴木浩己委員 起債の中で利率の一番高いのは何%ぐらいのものがあるんですか。

○村松 久下水道課長 平成5年度に借り入れたものが一番高くて4.75%です。

○鈴木浩己委員 資本的支出の中で企業債償還金ということで10億円余り計上しているんですけれども、大体10億円ぐらいの見込みで今後も償還をされていくのかどうか、最後に1点教えてください。

○村松 久下水道課長 起債の償還でございますけれども、令和8年度の見込みは10億4千万円程度、令和9年度は9億7千万円程度で、償還の額としては減っていった、借入れの額よりも償還のほうが大きいので、年々企業債残高も減っていくという形です。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第12号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号「焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○**深田ゆり子委員** 参考資料の13、14ページに議第25号の一部改正がございます。この第24条のところに口径ごとの基本料金と従量料金の金額の変更が書いてございます。それで、前回の審議会で最終案が出されたところで私が計算したものを皆様にお伝えしたと思うんですけども、それに比べて、今回のこの基本料金と従量料金が変わっております。口径13ミリは税込みで35.2%の基本料金が上がっております。1,012円が35.2%で、審議会のときは30.1%でした。主に口径30ミリから基本料金と従量料金が変わります。口径30ミリの基本料金が2,431円、671円上がって38.1%の割合が上がっています。審議会ではこのところが30.0%でした。

従量料金のほうを比べてみますと、ゼロから10立方メートルは、口径13から25はありまませんのでゼロ円になっておりますが、30ミリ以上の口径ですと従量料金が149.6円で29.6%だったのが26%に下がっているんです。11から30立方メートルは149.6円ということで25.9%、これも審議会では29.6%ということで、従量料金の率が下がって金額も下がっています。

それから、従量料金の30から50立方メートル使った場合の改正案が149.6円、25.9%の値上げ率で、改正案では29.6%、ここは下がっています。最高の51立方メートルを使った場合、51立方メートルを使った場合も、これは口径13ミリから300ミリまで全ての改正案が189円で割合が26.5%。これも審議会の改正率ですと30.9%ということで、相対的に基本料金と従量料金が同じ割合の利上げ率だったものが、改正案では基本料金を上げて従量料金の割合を下げているということなんですけれども、どうしてこのような変更になったのかをお聞かせください。

○**渋谷明秀水道総務課長** 今、深田委員からお話のありました基本料金も従量料金もおおむね30%の比率の改定が審議会の案ではなかったかというお話なんですけれども、この点につきましては、審議会のほうでは3案について検討しております。

1つが、今、深田委員から御説明がありました基本料金、従量料金いずれもおおむね30%の値上げ。これにつきましては、基本料金と従量料金の割合が今の水道料金の同じ会計をやった場合になります。案2といたしまして、平均改定率は30%なんですけれども、基本料金と従量料金の占める割合が38%と62%というものがあります。案の3つ目としましては、基本料金の占める割合が40%、この3案について御審議をしていただきました。

その中で、今後も水道事業を安定的にしていくためには、多少なりとも基本料金の割合を増やしていくことが必要ではないかというお話をいただきまして、審議会の御意見といたしましては、案2の基本料金割合を38%まで引き上げる。これは、おおむね県内の基本料金の平均程度となりますので、この水準までだったらいいだろうということで御審議いただきまして、答申をいただいているところであります。基本料金はおおむね38%、従量料金につきましては26%程度の改定率となっております。

口径の小さい生活用の13ミリから25ミリが基本料金の改定率が平均で35.5%ぐらいになっているんですけども、ここが30ミリより大きい口径よりも2.6%ほど落ちておりますけれども、こちらにつきましては、先ほど、市の出資金を令和7年度から令和11年度までに入れていただけるというお話がありましたので、その資金を内部留保10億円と

調整をいたしまして、一般生活者の方へ入るということで、口径30ミリを2.6%ほど基本料金を引き下げた形で今回基本料金の改定をさせていただいております。

以上がこれまでの経過になります。

○**深田ゆり子委員** 基本料金は、13ミリから25ミリの給水戸数に対して38%だけど35%まで下げていますよと。出資金も入れていただいたので配慮されているということなんですよ。

実際に、13ミリの場合は、基本料金と従量料金を足して現行と改正案とを比べてみますと、それでもやはり35%、1,012円から2,024円に上がっています。これはゼロから10立方メートルを使用した場合。下げたとおっしゃいますけれども、金額的にはやはり上がっております。

それから、口径30ミリの場合は基本料金が1,760円、従量料金が118円で1,878円が現行だったんですけども、これが改正案だと2,431円と従量料金149円で2,580円、37%ということになるものですから、全体的に30%上げたということなんですけれども、基本料金と従量料金を足して、現行と改正案を比べると35%から37%の値上げ幅になっているんじゃないかなと思うんですけども、この辺はどうなのでしょう。

○**多々良智彦上下水道部長** 基本的な考え方をお伝えしたいと思うんですけども、基本は水需要予測がありまして、まず、どのぐらい水を使っていたかという予想があります。今の考え方におきまして、お一人当たり平均どのぐらい使っていたかという予測がありまして、それに対しておおむね30%の料金改定となっております。平均よりも多く使っていただければ金額が下がるかもしれないし、平均よりも少ないと上がってしまうというような使い方なものですから、あくまでも水需要予測を基に金額を計算しています。そういう計算をしております。なので、個別の利用だけで見ていただきますと、多い少ないが出てくるんですけども、水需要予測を基に計算すると30%の増になるという計算方式になっております。

○**深田ゆり子委員** 全体を平均すると30%ということなんですけれども、利用率の少ない家庭ですと35%になるということは、本来でしたら少ない世帯に配慮するということが、私は金額的に30%になるんじゃないかと思ったんですけども、ここは35%まで上がっているのです。ゼロから10に上がるんですよ。多く使えば少し下がっていくよということなんですけど、一番多い口径300ミリが1件ありますよね。ここが入るとすごく変わってくるんじゃないですか。

○**多々良智彦上下水道部長** 例えば私の家庭で毎月40立米を使っているとすると、改定後と改定前を比べると30%の金額の値上がりになってきます。そういう形で、皆さんのふだんのお使いの水の量を出して、それが30%に上がるようにということで計算をしています。なので、今までと同じように水を使っていれば30%上がるような計算にはなっています。

○**吉田昇一副委員長** 先ほどの水道事業会計のところで、改定前と5か月、7か月という話があったんですが、附則の施行期日と経過措置に、令和8年9月分として徴収するということは、9月分に使用したものを徴収するので、9月の終わり頃なのか、10月に入ってからということになるんじゃないでしょうか。

○**渋谷明秀水道総務課長** 水道料金ですけれども、検針を毎月大体1日から10日の間にか

けてやっています。例えば9月検針の場合は、9月請求分というのが、9月とその前の月の8月の請求になってきますので、9月の検針につきましては、1か月は新しい料金、もう1か月分が古い料金で計算します。次、10月の方につきましては、10月分と9月分になりますので2か月とも新しい料金での御請求になります。

○吉田昇一副委員長 そうすると、令和9年の3月分として徴収するのは次の年度になるんじゃないでしょうか。

○渋谷明秀水道総務課長 令和9年の3月につきましては、令和9年の3月と2月分を3月分として請求しますので、令和8年度分。そこはちょっとややこしいんですけど。使用分と請求分が違っているんで、条例上、請求分という書き方になっているんですけども、検針や、今言ったように、1日から当番班で検針をしますんで、例えば9月1日に検針をすれば9月分請求という検針した料金が該当するんですけども、実際に使ったのはいつかという、その前が7月検針なので、7月1日から9月1日までの使った分になるんですけども、請求分という、9月で検針をすればそこまでが9月請求分という形になりますので、使用と請求の考え方が若干ずれているといいますか、そのような形で捉えていただければと思うんですけど。

○吉田昇一副委員長 一番最後のところが令和8年度の収入になるのか、令和9年度の収入になるのか、その辺がちょっと分からなかったのを確認したいです。

○渋谷明秀水道総務課長 令和9年の3月分は令和8年度の収入となります。

○吉田昇一副委員長 お金的には年度が替わって入ってきているということですか。

○渋谷明秀水道総務課長 そうです。

○鈴木浩己委員 1つだけ教えてください。今回、水道料金改定によって県内の自治体がこの料金体系がそれぞれあると思うんですけども、焼津市って今まで安いほうだったと思うんですけども、今回の料金改定で、県内自治体で何番目にいたのが何位になるのかが分かればお教えいただきたいと思います。

○渋谷明秀水道総務課長 順位ですけども、一般的に、日本水道協会で用いている指標になりますけども、口径13ミリで、令和7年4月1日現在で、今までは県内23市で2番目でした。料金改定後の料金で計算いたしますと5番目になります。

○鈴木浩己委員 ちなみに一番高いところというのは、焼津市の料金体系と比較すると幾らぐらい差があるんですか。

○渋谷明秀水道総務課長 牧之原市が県内で一番高くて1,760円です。焼津市は改定後は1,012円。差が748円あります。

○石田江利子委員 市民の生活に配慮するということで今回の改定でもかなり御苦労されながらこの金額が出ていると思うんですけども、先ほど何度も説明のありました基本水量、従量料金の区分を設けているというのは焼津市だけなんではないでしょうか。

○渋谷明秀水道総務課長 基本料金と従量料金の区分なんですけど、全国的に基本料金、従量料金という形で取っているところが大半であります。中には、口径別ではなくて用途別でやっているところもありますけれども、今はどちらかというと、だんだんそういうところも口径別に移動してきております。

焼津市の場合、基本水量10立米を設けたり、あと、従量料金も段階的に取っておりますけれども、今の流れといたしまして、基本水量をなくしてしまおうという自治体も増

えてきておりますし、従量料金も1つの単価に置き換えるという流れも全国的にはあります。

○石田江利子委員　そういう観点から申しますと、従来どおりということで配慮をいただきながら改定に臨んでいるということが解釈できました。

○深田ゆり子委員　今の石田委員の、全国的な動向は、だんだん基本水量も従量料金も一緒になっているというところが出てきているということなんですが、県内ではどうですか。

○渋谷明秀水道総務課長　明確な数字ではないんですけども、大体3分の1が基本水量をなくしている感じになっております。

○深田ゆり子委員　基本水量をなくしているというのは、基本料金をなくしているということですか。基本料金と従量料金を一緒にするということですか。どういうことですか。

○渋谷明秀水道総務課長　例えば焼津市の条例を参考にしますと、今、基本水量が13ミリから25ミリまでありますけれども、この基本水量がなくなりまして、従量料金に1立米から10立米までの従量料金が設定されるというような形になっております。あくまでも基本料金というものは残っていて、基本水量がなくなった分が従量料金に1立米から加算されるような仕組みです。

○深田ゆり子委員　焼津市は口径13ミリから25ミリが10立方メートルの基本水量が位置づけられておりますけれども、それによって従量料金が安く設定されているということですか。その辺がちょっと分らないです。

○渋谷明秀水道総務課長　焼津市の場合なんですけれども、一般生活者の方について、公衆衛生上とか生活環境の改善の観点から、基本水量の10立米を設けていまして、昔からその考えの下、基本水量を設けているものですから、それを今回も維持をしている形になります。

○深田ゆり子委員　基本水量10立米以下は従量料金は取らない、そこにつながっているということですね。

○増井好典委員長　ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長　質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

○深田ゆり子委員　今回、水道料金の値上げは20年ぶりということですが、30%の比率ということで、5か月の延長で配慮されております。そして、基本料金の13ミリから25ミリの口径では38%を35%に抑えているということで、これも市の支出金に対応していただいて配慮があるということですが、やはり9月からの平均30%の値上げ、13ミリの場合は35%の値上げになりますし、口径30ミリのゼロから10立方メートルでは37%の値上げになる。

10立方メートルの基本水量があり、従量料金をゼロ円に継続しているということではありますけれども、市民の皆さんにとっては痛い値上げにつながるので、やはり値上げをすることには反対いたします。

○増井好典委員長　ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第25号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○増井好典委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、上下水道部所管の議案の審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。

休憩（１１：２３～１１：２８）

○増井好典委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市政策部所管の議案審査に入ります。

議第22号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○石田江利子委員 今回のこの改正につきまして、県の改正に基づきということですが、手数料の金額ですとか対象の業務、あとは算定の方法なんかで整合性が取れているのか、その辺を確認させてください。

○小山伸明建築住宅課長 今回、建築基準法の確認申請とか、許可とか、関係法令の認定といった手数料の改正になりまして、県下、同じエリアですから改正をしましょうという方針が令和6年度に決まりました。県主導で事務を進めていって、令和7年度中に改正しようということで、県のほうは早々、昨年12月に改正して、各県内市町のほとんどが今年度中に改正をするということで、県の主導に合わせて金額も改正をさせていただいているような状況です。

○石田江利子委員 対象業務も算定の方法なんかも全て県の主導のとおりでということですのでよろしいですね。

○深田ゆり子委員 県の主導ということなんですけれども、今回は建築基準法が変わって、確認申請にデジタルを使うとか、立体型で申請を確認していくとか、かなり時間がかかるとか、あと、環境に配慮した建物にしなきゃいけないとかいろいろあるんですけれども、申請するほうはどのように変わるのか。審査の方法です。その内容を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○小山伸明建築住宅課長 大きな改正が令和7年4月にあったんですけれども、この法改正とは全く別次元で手数料の改正を行っております。

長らく静岡県議会が手数料を改正していなかったものですから、今、確認申請の99%が民間に申請が出ておりますので、民間との乖離も結構あるということが分かったものですから、その辺の精査をした形で手数料を改正しているので、法律が変わって事務が増えたから手数料を改正したというところではなくて、たまたまこのタイミングになったということ聞いております。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第22号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、都市政策部所管の議案の審査は終了しました。

都市政策部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。

休憩(11:33～11:34)

○増井好典委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済部所管の議案審査に入ります。

議第5号「令和8年度焼津市温泉事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 238、239ページの温泉使用料ですけれども、564万2,000円の増額ですが、どういうところが増えるのか教えてください。

○八木澄人商工観光課長 まず、各施設へ供給している温泉使用料は昨年度を基に算定しておりまして、その利用が増えているということと、併せて温泉スタンドも使用量が増えておりますので、その分で増額となっております。

○深田ゆり子委員 施設によって増えているところと変わらないところとありますか。

○八木澄人商工観光課長 各施設の使用料ですけれども、昨年度と比べて増えているところもありますし、減っているところもありますけれども、やはり増えている施設が多いというところと、先ほどの件で1件補足をさせていただきたいと思うんですけれども、温泉の使用料が、令和7年度から令和8年度については条例に基づいて値上がりをしたので、その分も含めて使用料の増額ということで算定させていただいております。

○四之宮慎一委員 温泉の別の利用について、今、何か検討していることがあれば教えてください。

○八木澄人商工観光課長 温泉の温浴以外の利用というところですが、過去には、浴用以外での利用を検討して、保健所等にも相談をさせていただいたところはあるんですけれども、やっぱりいろいろ問題ですとか、運搬、輸送に課題があるものですから、なかなか来年度、別の利用というのは今は考えておりませんが、また検討はさせていただきたいと思っております。

○鈴木浩己委員 2つだけ教えてください。

まず料金ですけれども、今年度から令和8年度に向けて330円が385円になるのが正しいかどうかというのがまず1点。

それから、もう一個は、全部で12施設へ供給していると思うんですけれども、年間の使用料、要は8万5,000立米を基礎に料金の算定をしたということなんですけれども、令和7年度と令和8年度の年間使用料がどの程度増える見込みとして算定しているのか、それも教えてください。

○八木澄人商工観光課長 まず、使用料の引上げということですが、今年度は330円から令和8年度は385円になりますが、令和9年度につきましては440円。最終的に、令和10年度以降につきましては462円の金額となっております。

全体の使用料につきましては、昨年度から比較しても今年度は今のところ増えておりますし、また、来年度につきましても、金額が上がるということで、各施設でもしかすると若干、量を落とすということは考えられますけれども、市としては、来年度も今年度以上と今想定をしております。

○鈴木浩己委員 具体的な数値を教えてください。

○八木澄人商工観光課長 令和6年度は約9万立米、今年度につきましては、2月末現在で約9万立米となっておりますので、若干増える見込みです。

○鈴木浩己委員 例えば8万5,000立米を基礎に料金を設定しましたが、これが9万立米になり、よければ10万立米ぐらいまでいけば、料金というのは逆に下げる方向での検討もあり得るかどうか教えてください。

○八木澄人商工観光課長 確かに8万5,000立米で年間を通して算定しておりますけれども、この先の中期・長期を考えたときに、温泉管の老朽ですとか、また新しい源泉の新設ということもやはり考えていかなければいけないと思っていますので、今現在では料金を下げるとことは考えていないです。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第5号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号「焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○石田江利子委員 勤労会館での冷暖房の使用に関する条例の制定ですが、この規定の追加の理由と使用の判断基準、誰がその判断を行うのかを教えてください。

○八木澄人商工観光課長 まず、料金の改定につきましては、現在は7月1日から9月30

日まで、また、12月1日から3月31日までということで冷暖房を使用する期間を限定しておりますけれども、実際には、昨今猛暑ということでは7月以前からエアコンを使うことが想定されておりますし、まちなか涼みどころにもサンライフ焼津は指定されておりますので、7月末ぐらいから施設の開放が始まりますので、そういったことも考慮しまして、冷暖房を使用する期間を定めずに年間を通して使えるようにしたというところと、料金の価格につきましては、実際の利用者から、まずは申請なり、実際の使用後、申請のときにはもしかしたら使わないということになるかもしれませんが、実際に暑くてエアコンを使うという場合がありますので、そういうときには申告といえますか、そこで料金を確定していくというふうに考えております。

○**深田ゆり子委員** 今のお答えですと、暑さの影響で春でも冷房にするとときもあるということで、冷暖房の期間を設けないということが目的だと思うんですけど、11ページの備考の下線の部分がすごく分かりにくいんですけれども、これだったら冷暖房の期間を設けませんということを一言書いておけば、冷房時期は7月1日から9月30日までと書いてあるんですけれども、こういうふうに難しくした理由は何かあるんですか。

○**八木澄人商工観光課長** 改正前がそれこそさらに分かりにくくて、平均額を配付することですとちょっと難しいところもあったものですから、基本的には期間を4月から9月30日まで、また、12月から3月31日までという定めをさせていただいた中で、この期間以外でも時としてエアコンを使う場合があるところを考慮してこのような記載をさせていただいたところです。

○**深田ゆり子委員** そうすると、備考の上の表に、平常時と冷暖房時と金額が分かれていますけれども、平常時のほうが安くなっているのは何か理由があるんですか。

○**八木澄人商工観光課長** 平常時と冷暖房時ということで、エアコンを使わなかったときは平常時、エアコンをもし使った場合は冷暖房時の金額で表示をさせていただきします。

○**増井好典委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第24号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**増井好典委員長** 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済部所管の議案の審査は終了しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了しましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(11:47)